

総社市告示第97号

総社市私立保育所整備事業費補助金交付要綱（平成17年総社市告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月14日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>総社市私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、<u>社会福祉法人等が就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日付けこ成事第466号こども家庭庁長官通知）別紙。以下「国要綱」という。）に規定する保育所、認定こども園又は小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）の整備を図るために、その必要があると認めるときは、この要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。</u></p> <p>（補助対象事業等）</p> <p>第2条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。</p> <p>（1）国要綱に規定する施設整備事業</p> <p>（2）及び（3）略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（補助金の交付額）</p>	<p style="text-align: center;"><u>総社市私立保育所整備事業費補助金交付要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 市長は、<u>総社市社会福祉法人等の助成に関する条例（平成17年総社市条例第121号。以下「条例」という。）に基づき、社会福祉法人が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所の整備を図るために、その必要があると認めるときは、この要綱の定めるところにより補助金を交付する。</u></p> <p>（補助対象事業等）</p> <p>第2条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。</p> <p>（1）厚生労働省の<u>保育所等整備交付金交付要綱（以下「国要綱」という。）に規定する保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に関する施設整備事業</u></p> <p>（2）及び（3）略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（補助金の交付額）</p>

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項の補助金の交付額は、<u>保育所等の整備のために、国、他の地方公共団体又は民間団体から補助金の交付を受けた場合においては、当該交付を受けた補助金の合計額を同項に規定する額から控除した額とする。</u></p> <p>3 略 (補助金の交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に総社市社会福祉法人等の助成に関する条例(平成17年総社市条例第121号。次項において「条例」という。)</u>第3条各号に定める書類を添えて、<u>市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 条例第3条第5号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の種別により、その一部を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による<u>確認済証の写し</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) その他<u>必要な書類</u> (補助金の交付決定)</p> <p>第5条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査の上、<u>補助するかどうかを決定し、私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。</u>この場合において、市長は、当該補助の目的を有効に達し得るために必要な条件を付することができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助事業を完了したときは、<u>私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、1箇月以内に市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項の補助金の交付額は、<u>保育所の整備のために、国、他の地方公共団体又は民間団体から補助金の交付を受けた場合において、その補助金の合計額が同項に規定する額を超えるときは、その超える補助金額に相当する額を控除するものとする。</u></p> <p>3 略 (補助金の交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者は、<u>私立保育所整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に条例第3条各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 条例第3条第5号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。ただし、補助対象事業の種別により、その一部を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による<u>適合通知書</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) その他 (補助金の交付決定)</p> <p>第5条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査の上補助するかどうかを決定し、<u>私立保育所整備事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。</u>この場合において、市長は、当該補助の目的を有効に達し得るために必要な条件を付することができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助事業を完了したときは、<u>私立保育所整備事業費補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて1箇月以内に市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済</p>

改正後	改正前
<p><u>証の写し</u> (5)～(9) 略 (補助額の確定及び支払)</p> <p>第8条 市長は、前条の書類を受理したときは、これを審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、<u>私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付確定通知書</u>（様式第4号）により交付額の確定をするものとし、確定後補助金を交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、国、地方公共団体又は公共的団体から助成を受けた<u>保育所等</u>を取り壊して、新築及び改築をする場合には、補助金の額について減額をすることができる。</p> <p><u>様式第1号（第4条関係）</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第2号（第5条関係）</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第3号（第7条関係）</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第4号（第8条関係）</u> (別紙のとおり)</p>	<p><u>証</u> (5)～(9) 略 (補助額の確定及び支払)</p> <p>第8条 市長は、前条の書類を受理したときは、これを審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、<u>私立保育所整備事業費補助金交付確定通知書</u>（様式第4号）により交付額の確定をするものとし、確定後補助金を交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、国、地方公共団体又は公共的団体から助成を受けた<u>保育所</u>を取り壊して、新築及び改築をする場合には、補助金の額について減額をすることができる。</p> <p><u>様式第1号（第4条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第2号（第5条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第3号（第7条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第4号（第8条関係）</u> 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

総社市長 様

所在地
法人名
代表者名

私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付申請書

私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金の交付を受けたいので、総社市私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の所在（予定）地
- 2 施設の名称
- 3 事業の種別
- 4 事業着手（予定）年月日
- 5 事業完了（予定）年月日
- 6 事業計画額 円
- 7 補助金交付申請額 円

様式第2号（第5条関係）

総社市指令 第 号
年 月 日

様

総社市長

印

私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金は、審査の結果、次のとおり交付を決定したので、総社市私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 施設の所在（予定）地
- 2 施設の名称
- 3 事業の種別
- 4 補助金交付決定額 円
- 5 補助金交付の条件

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

総社市長 様

所在地
法人名
代表者名

私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け総社市指令 第 号で交付決定のあった私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金に係る事業が完了しましたので、総社市私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称
- 3 事業の種別
- 4 事業着手年月日
- 5 事業完了年月日
- 6 補助金交付決定額 円

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

総社市長

印

私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け総社市指令 第 号で交付決定した私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金については、年 月 日付けで提出のあった実績報告書に基づき、次のとおり確定したので、総社市私立就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 事業の種別

2 交付確定金額

円